

決裁区分	部長	課長	専任主幹	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村		石原	櫻井	起案	26・9・24
						決裁	26・9・25
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 26 年度 第 1 回 シンボル事業①調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 26 年 9 月 22 日 (月) 午後 3 時 0 分 ~ 午後 4 時 30 分	
開催場所	西庁舎 1 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	教育総務課長
	生涯学習課長	西公民館長
	スポーツ振興課長	建築住宅課長
	契約課長	財産管理課長
	消防総務課長	開発指導課長
	建築指導課長	
事務局	公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 複合施設の建設計画について	
	2 その他	
配付資料	西中学校体育館等の複合施設整備運営事業について(実施方針公表後に公開)	
	西中学校体育館等の複合施設整備運営事業実施方針案・業務要求水準案(実施方針公表後に公開)	
会 議 結 果		
① 配付資料に基づき、対象施設や事業の趣旨、事業方式、スケジュール等事業案の概要について説明。		
② 権利関係はどのようになるのか。 ⇒所有権はすべて市である。付帯事業は、既存の部屋を使う場合は使用料で、別に部屋を設ける場合は賃貸料で、別棟を建てる場合は事業用定期借地に対応することを考えている。		
③ 敷地設定はどのようになるのか。 ⇒ 敷地は南北に分かれており、別の敷地として考えている。建物も一体にしない。 ⇒ まちづくり条例の関連では、至急関係課と調整してもらいたい。		
④ DBOのメリットは何か。PFIでもよいのではないか。 ⇒設計から運営まで発注し、特に市民利用施設の魅力を高める効果があると思う。24年度の調査では、PFIの効果は薄いという試算が出ている。		
⑤ 事業の名称は決定しているのか。 ⇒決定していない。ただし、教育財産からは外す予定である。体育館とプールは、支障なく使用できる施設が他にあれば、学校に作らなくてよいことになっている。また、特別教室は、第2、第3の位置付けである。		
⑥ 複合施設で子どもがけがをした場合に支障はないか。 ⇒教育活動であれば、学校の保険で対応可能ということである。		
⑦ DBOの場合、国の会計検査はどのように対応するのか。 ⇒他自治体にPFIの事例があるので、同様に対応することになる。		
⑧ 受注者はどれだけ責任を持つのか。 ⇒公設公営の場合と同様に図面等を作成し、提出する義務がある。中身のチェックは、可能であれば、建築住宅課で見てもらいたい、委託することも可能である。		

⑨	<p>どこの課が所管することとなるのか。 ⇒いろいろな課が関連するので、よく調整したい。</p>
⑩	<p>審査会に消防関係は入らなくてよいか。 ⇒消防部分は諸室構成表に細かく定め、標準例も出し、要求水準の中で、ある程度固めて示すつもりである。</p>
⑪	<p>太陽光や市産の木材使用、空調、LED使用など、要求水準には入れないか。 ⇒「自然エネルギー」や「環境への配慮」として入れている。</p>
⑫	<p>東中学校体育館のように避難所機能を入れるのか。 ⇒備蓄倉庫や非常用電源、空調設備など、同等の機能を入れている。</p>
⑬	<p>市内事業者の取り扱いはどうか。 ⇒今のところ要件は設けていないが、審査項目に入れられるかどうか考えたい。義務付けすると、秦野のような小さな自治体だと応募者がいなくなるおそれがある。</p>
⑭	<p>S P Cの場合など、その中の1者が指名停止となった場合などの対応を考えておいた方がよい。</p>
⑮	<p>外周道路はどのようにするのか。 ⇒西側道路と南側の現西公民館部分に歩道を設置する予定である。 ⇒全体の道路幅員を含めて考えた方がよい。</p>
⑯	<p>今後、政策会議や議員連絡会を経て、実施方針を公表する予定である。</p>
備考	